

議会活動に関する評価報告書

平成30年2月

松山市議会

議会活動に関する評価報告書(評価の内容)

総括	
総合評価	5 十分達成された 4 概ね達成された
3.7	3 一部達成された 2 ほとんど達成されていない
	1 未着手 ※評価できない場合は空白
<p>(理由)</p> <p>今任期、議会基本条例ができ、条例に則って、議会改革特別委員会で議論し、委員各位の闊達した議論の下、各種施策が進み、大きな成果となった。早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査2016ランキングでも208位となり、全国ランキングの対象となる300位以内に初めて入った。他市の状況や世論を意識し、これまでの取組みの総括をしながら、更に現状に甘んずることなく、常に議会改革を継続して進めて行くことが重要だと思う。</p>	

評価事項	I 議会における審議及び議会改革に関する事項
	議長は、議会の代表者として、中立かつ公平な職務の遂行を旨とし、民主的かつ効率的な議会運営に努めること。また、議員は、法令、規則等を遵守し、円滑な議会運営に協力し、市民の負託に応えなければならない。さらに、議会は、市民の意見、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、継続的に議会改革に取り組むよう努める。

評価内容		
総合評価	5 十分達成された	4 概ね達成された
3.7	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
	1 未着手	※評価できない場合は空白
(理由)		
<p>「松山市議会基本条例」及びそれに基づく要綱等が制定された意義は大きく、また、本会議や委員会の質問や発言する議員数、質問時間数が伸びるなど、議員の意識改革も徐々に進みつつあり、議会改革への取組が進んでいる。今後も、継続した取組が必要であり、急ぎ過ぎず、じっくりと改革に取り組むべきである。しかし、質問時間及び議員間討議が制限され、不十分であり、所管事項質疑が実施されていない委員会もある。また、議会傍聴者数も少なく更なる活性化が必要である。</p>		

今後の取り組み(検討項目)
<p>① 無党派議員の質問時間は答弁を含めず(質問のみで)1定例会30分、年間120分は確保するべきである。</p> <p>② 質問形式について、対面式から従来のやり方(演説方式)も選択肢に加える。</p> <p>③ 議員間討議の活発化(委員会などにおいては、積極的に意思表示などするように)。</p> <p>④ 理事者の答弁がわかりづらい(行政言葉が多いように感じる)。</p> <p>⑤ 参考人制度の更なる活用。</p> <p>⑥ 傍聴者増加のための方策(傍聴者にアンケートをするなど)が必要である。</p> <p>⑦ タブレット等IT化の推進によるペーパーレス化。</p> <p>⑧ 議員定数に関して、任期ごとに議会が率先して議論すべき。</p> <p>⑨ 図書機能の充実等、政務調査機能の強化。</p> <p>⑩ 議会BCP(事業継続計画)の策定(市BCPとの整合性を図る)。</p> <p>⑪ 議会報告会の更なる充実。</p>

議会活動に関する評価報告書(評価の内容)

評価事項	II 行政監視に関する事項
	<p>議会は、二元代表制の下、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築する。そして、議員自らの努力と議会の責任において、市長が提案する政策について、論点整理及び審議水準を高め、世論喚起を促し、適切に判断する。さらに、予算執行を含む市政運営への監視及び評価の充実強化に努める。</p>

評価内容		
総合評価	5 十分達成された	4 概ね達成された
3.6	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
	1 未着手	※評価できない場合は空白
(理由)		
<p>予算審議の資料(新規事業の補足資料、廃止された事業一覧)や行政計画の追加・改変に伴う議会への報告が徹底されたことや「水道施設の耐震化に対する国の財政支援の充実を求める意見書」等、時機を得て意見書が提出できたことは評価できる。一方、「行政監視(予算執行を含む市政運営については、十分でなく改善の余地がある)」、「議会のチェック能力をアップするためには、更なる情報収集にウエイトをおいた取組が必要である」という意見、更に、「ほとんどの議案で、反対議員の主張は明確になされるが、賛成の議員の賛成理由は語られず、全く行政監視になっていない」という意見もあった。</p>		

今後の取り組み(検討項目)
<p>① 新規事業については、現地に赴いて説明を受けたい。</p> <p>② 他市議会の取組を研修する必要がある。</p>

評価事項	Ⅲ 情報開示・説明責任及び政治倫理に関する事項
	議員は、公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理の確立と向上に努める。また、議会 は、市民に対して、議会活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、多様な 広報手段を使って説明責任を果たすよう努める。

評価内容		
総合評価	5 十分達成された	4 概ね達成された
3.6	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
	1 未着手	※評価できない場合は空白
(理由)		
<p>委員会・議事録・議案への賛否・政務活動費の各議員の収支一覧等の公開、本会議のCATVやネット中継、議長・副議長の所信表明会の実施等、情報公開は進み、一定透明性の確保はできた。今後はSNSでの発信等ICTの利活用等について検討すべきである。また、政治倫理については、「松山市議会議員政治倫理要綱」が施行され、政治倫理検討協議会の開催や議長声明等、議会として一定の対応ができたことは評価できる。しかしながら、政治倫理検討協議会の運営に関しては課題もあり、今後議論すべきである。</p>		

今後の取り組み(検討項目)
<p>① 代表・一般質問の件名等をホームページ等で情報発信してはどうか。</p> <p>② 市議会独自の情報公開手段としてSNSの活用を検討してはどうか。</p> <p>③ 本会議場で大型モニターを利用して、資料や議案書を表示する等、視覚化を進める。加えて、電子表決、結果をリアルタイムに個別表示できるようにする(検討から実践の段階にきていると思う)。</p> <p>④ 委員会もCATVやインターネット中継を行う必要がある。</p> <p>⑤ 政務活動費を利用した議員の活動報告書等は、本市の本庁・支所・公民館等に置けるように配慮するべきではないか。</p> <p>⑥ 政務活動費について、領収書を全面公開するべきである。</p> <p>⑦ 必要な議員には全く足りない政務活動費について、県の政務活動費の50%以上の額にするべきである(必要な人に申請に応じて支払う制度に変更する)。</p> <p>⑧ 議員の政治倫理意識の向上(議員全員が常に倫理感を持つこと)のため、年に1回は倫理研修会を開くべきだと思う。</p> <p>⑨ 議員政治倫理要綱は議員の行動規範として成果を上げているが、要綱の目的や決定権など不明点がある。</p>

評価事項	IV 市民参画に関する事項
	議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努める。

評価内容		
総括的事項	5 十分達成された	4 概ね達成された
3.8	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
	1 未着手	※評価できない場合は空白
	(理由) 議会報告会は、試行錯誤の段階だが、市民アンケートでも好評で、議会としても市民と直接触れ合う機会となり、市民との距離が近くなったことが実感できた。また、請願提出者の委員会での趣旨説明等、発言の機会が設けられたことで、市民の議会参画の拡充、あるいは委員会での議論の活発化につながった。その他、議会開会前ミニイベントや親子市議会体験ツアー等は、市民参画・主権者教育という観点から評価できるが、議員の参加のあり方、マンネリ化の危惧等、更に議論を深めてより良いものにすべきである。	

今後の取り組み(検討項目)
<p>① 議会報告会の内容・実施時期・進行、開催場所の増加、幅広い市民が参加できる形式等、検討が必要である。</p> <p>② 小中学生が実際の議会審議に傍聴者として参加できるような仕組み作りを検討してはどうか。</p> <p>③ 議会における議会モニター制度の導入を検討。</p> <p>④ 広聴人制度の更なる活用。</p> <p>⑤ 更なる市民参画を図るための方策の研究。</p>

評価事項	V 政策立案に関する事項
	議員は、調査機能や法務機能の充実強化等、自己の能力を高める不断の研鑽に努めるとともに、議会は、政策形成、政策立案等に係る組織体制の整備及び積極的な活用により政策立案型議会への機能強化を図るよう努める。

評価内容		
総合評価	5 十分達成された	4 概ね達成された
3.6	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
	1 未着手	※評価できない場合は空白
(理由)		
<p>議会質問者数の増加、政策立案に関して、議員提案の条例が立案され、政策立案型議会へのスタートができたこと、また、避難所への応急給水拠点整備や掩体壕保存等は、委員会活動からの提案が具現化されたもので評価できる。一方で、地方自治法上議会に予算の提案権がないため、政策の実効性の課題があること、政策研究会の専門部会の位置づけ(現状では決定権がない)、がん対策推進条例(現在協議中)の対応、議員間の情報共有化、市民意見の反映(議会報告会や住民説明会の開催)については、今後、議論が必要である。</p>		

今後の取り組み(検討項目)
<p>① 予算を伴う政策立案が今後の課題である(理念的な政策立案しかできない)。</p> <p>② 更なる政策立案と実施に向けての具体的な手法の確立。</p> <p>③ 専門部会の決定事項が政策研究会でどこまで尊重されるのか、本会議の提出者は誰かなど、詳細を決めなければならない。</p> <p>④ 恒常的に議員提案政策条例の調査研究が行われるような議会としての仕組み作りについて検討していくこと。</p> <p>⑤ がん対策推進条例については、現在協議中であり、制定に向けて尽力すべき。</p> <p>⑥ 政策条例が本当に市民に浸透し有効なものとなるためには、例えば住民説明会を行うなど、策定過程においても市民との協働が欠かせないと思う。</p> <p>⑦ 政策立案のための情報共有化を進める。</p> <p>⑧ 議会報告会等での市民意見を政策立案に組み込むサイクル形成が必要。</p>